

新座市企業告示第15号

新座市指定給水装置工事事業者の更新

新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号）第7条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり更新する。

令和8年3月26日

新座市水道事業管理者
新座市長 並木 傑



指定番号、給水装置工事事業者名、給水工事の事業を行う事業所の所在地及び有効期限

指定番号	給水装置工事事業者名	所在地	有効期限
432	有限会社八光設備工業	埼玉県所沢市西所沢一丁目15番14号	令和13年4月22日